教育長就任あいさつ

浅尾（あさお）　智康（ともやす）

４月１日付けで教育長に就任いたしました浅尾智康と申します。私は、県立高等学校や県教育委員会などで勤務してまいりましたが、この度は教育行政の代表者という大役を拝命し、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

今後は、八街市の子どもたちが心豊かに成長し、学校卒業後も生涯にわたって学び続けることができるよう、教育施策の更なる充実に取り組んでまいります。これまでの経験を生かして誠心誠意努力いたしますので、市民の皆さまのご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

教育長退任あいさつ

加曽利（かそり）　佳信（よしのぶ）

この度、３月31日をもちまして教育長の職を退任いたしました。

平成25年12月の就任以来、９年３カ月にわたり、幼小中高連携教育とＩＣＴ教育の推進を八街市教育の柱とし、近い将来八街市を支える人材づくりに誠心誠意取り組んでまいりました。

令和元年の豪雨による停電での長期にわたる休校、令和２年から今日まで続くコロナ禍での行事の中止や新しい生活スタイルの誕生、そして一昨年の飲酒運転を起因とする児童死傷事故など多くの問題や課題に直面いたしました。その都度、教育行政が果たすべき役割について改めて考え直す機会となりました。その間、市民の皆さまをはじめ多くの方々から数多くのご指導・ご協力を頂戴いたしました。厚く御礼申し上げます。

今後も、八街市教育委員会は幼児児童生徒の安全安心な学習環境を保つと共に、次代を担う人材の育成、家庭・地域・学校が連携した「地域とともにある学校づくり」や、充実した社会教育環境づくりに邁進していくと確信しております。引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に改めて市民の皆さまのご厚情に感謝を申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

社会福祉施設（児童館・老人福祉センター・南部老人憩いの家）の指定管理者を募集

指定管理制度とは

地方自治法の制度により、公共施設の管理を、民間法人やＮＰＯ法人など指定管理者に任せ、民間の専門性やノウハウを活用し、サービスの向上と効率的な管理運営を目指す制度です。

指定管理期間

令和６年４月１日～令和11年３月31日

対象施設

○児童館

【施設場所】八街市八街ほ163番地38

【施設概要】

施設規模　鉄骨造　地上１階建て

延床面積　352・50㎡

施設内容　遊戯室、集会室、創作活動室、乳幼児室、図書コーナー、事務室、相談室兼静室など

○老人福祉センター

【施設場所】八街市八街ほ157番地

【施設概要】

施設規模　鉄筋コンクリート造　地上１階建て

延床面積　597・75㎡

施設内容　ロビー、集会室、リハビリルーム、機械室、浴室、事務室など

○南部老人憩いの家

【施設場所】八街市沖1124番地2

【施設概要】

施設規模　鉄骨造　地上１階建て

延床面積　290・25㎡

施設内容　集会室、会議室、倉庫、事務室、南部地域包括支援センターなど

応募資格

指定期間中、完全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体

募集要項などの配布期間・方法

４月17日(月)から募集要項、仕様書、各様式などを市ホームページからダウンロードしてください。

現地説明会

応募するには、現地説明会の出席が必要になります。

時 ５月22日(月)

現地説明会の申込期限は、５月16日(火)です。

応募受付期間

５月23日(火)～６月16日(金)（必着）

応募・お問い合わせ先

子育て支援課　☎443-1693

新婚生活を応援します！

結婚を機に購入した住宅の費用またはアパートなどの家賃と、引っ越し費用の一部を補助します。

対象の方

次のすべてに該当する方

・令和５年３月１日以降に結婚

・婚姻日時点で39歳以下の夫婦

・世帯所得が500万円未満

補助対象

①住宅の取得費用またはアパートなどの家賃

②リフォーム費用

③引っ越し業者などに支払った引っ越し費用

補助額

①～③の合計額で30万円（上限）

※夫婦ともに29歳以下の場合は60万円（上限）です。

※先着順で、予算上限に達した場合は受付終了となります。

申請方法

必要書類を企画政策課へ持参または郵送してください。対象者の要件、必要書類など詳しくは市ホームページでご確認ください。

問 企画政策課　☎443-1114

マイナンバーカード用電子証明書の発行などの業務を停止

公的個人認証システムの更改作業に伴い、マイナンバーカード用電子証明書の発行などの業務を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

業務停止期間

４月29日(土)～５月７日(日)

停止する業務

・マイナンバーカード用電子証明書の発行・失効・更新

・マイナンバーカードの券面更新（氏名や住所に変更があった方）

・マイナンバーカードの暗証番号初期化（暗証番号がわからない方）

・マイナンバーカードのロック解除（暗証番号を間違えてしまった方）

一部制限される業務

次の業務は行えますが、電子証明書の失効・発行はできません。後日の来庁が必要となることがあります。

・マイナンバーカードの交付

・マイナンバーカードの継続利用

・マイナンバーカードの有効期間変更および特例期間延長

・マイナンバーカードの一時停止解除

問 市民課　☎443-1120

記号の見方　時日時　場会場　内内容　対対象　定定員　費費用　申申し込み　〆締め切り　持持ち物　問問い合わせ　FAX 444-0815